

平成 14 年 1 月 28 日

各 位

上場会社名 株式会社ツムラ
コード番号 4540
本社所在地 東京都千代田区二番町 12 番地 7
問 合 せ 先 責任役職名 広報部長
氏 名 太宰 俊造
TEL (03) 3221 - 0158

和解による一部訴訟解決に関するお知らせ

当社より提起しておりました訴訟について、平成 14 年 1 月 28 日付けで一部和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 和解に至った訴訟

当社は、平成 9 年 5 月に、津村昭氏、古屋修身氏、伊東平吉氏、柴田紘次氏、河合幸一氏に対する損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しておりましたが、今般、伊東平吉ならびに河合幸一両氏との関係で和解が成立しました。

この損害賠償請求訴訟は、津村昭氏等が、株式会社幸福銀行、東洋信託銀行株式会社、安田信託銀行株式会社、東邦生命保険相互会社の 4 金融機関(当時社名)に対して、当社の正規の手続きを経ないままに独断で当社名義の保証予約等の書面を交付したことにより、それらの 4 金融機関から、平成 7 年 12 月以降、当社に対して、その履行(或いはそれに伴う損害賠償)の請求を受けておりました。これらの訴訟に関連して当社が被る可能性のある損害の回収を図るべく提起していたものであります。

なお、4 金融機関との裁判が全て終結・解決したことは既にお知らせしているとおりであります。また、本件訴訟のうち、津村昭氏との関係で平成 13 年 3 月 16 日に和解が成立しましたことも、既にお知らせしているとおりです。本件訴訟のうち、古屋修身氏、柴田紘次氏との訴訟は現在も係属中です。

2. 和解金額及び内容

和解金額は、4 億 2,000 万円であります。

そのうち、2 億 2,000 万円は、現金による支払い(うち、2 億 400 万円は、和解時まで受領済であります)をうけ、残る 2 億円については、同額の債権の譲渡を受けました。

3. 業績に与える影響

今回の和解が業績に与える影響は軽微であります。

以 上